

V 教官組織

- 1 専任教官と非常勤講師等の配置状況
- 2 教育補助者と研究補助者の配置状況
- 3 採用，昇任の手順と基準
- 4 教官の兼職の基準と状況
- 5 教官人事についての長期計画

1 専任教官と非常勤講師等の配置状況

(1) 配置状況

講座制により定められた定員の枠内において、別表(356ページ)のとおり教官が配置されている。

問題点としては、非常勤講師への依存度が高いことがあげられる。

(2) 教官定員の配置状況と充足率

平成10年度(5月1日現在)の医学部(附属施設を含む)・附属病院の教官総定員は、教授38人、助教授39人、講師43人、助手114人の計234人であり、各職種ごとの標準定員配置は次のとおりである。

基礎系講座 : 教授15, 助教授14, 講師6, 助手17 の計52人

臨床系講座 : 教授19, 助教授19, 助手39 の計77人

附属施設 : 教授2, 助教授3, 助手1 の計6人

附属病院 : 教授2, 助教授3, 講師37, 助手57 の計99人

(3) 充足率

医学部は定員135人に対し現員130人(平成10年5月1日現在)で約96%の充足率である。

また、附属病院は定員99人に対し、現員98人(平成10年5月1日現在)で約99%の充足率である。

(4) 非常勤講師の配置状況

講座によりバラツキがあるが、平成10年度は基礎系で1講座あたり平均4.1人、臨床系で1講座あたり10.4人で、総数249人である。

非常勤講師に依頼する講義時間数は、年間1講座あたり平均57時間である。

(5) 客員臨床系医学教授等について

医療現場で活動されている学外の医師に、豊富な臨床経験をもって臨床系医学講座の教育(学内での)に協力願うため、平成8年度から「客員臨床系医学教授及び客員臨床系医学助教授」の制度を設けた。

また、平成10年度から6年次学生の院外臨床実習を開始したことに伴い、学外実習を対象とする客員臨床系医学教授等制度を設けたことにより、選考基準を次のとおり整備した。

岐阜大学医学部客員臨床系医学教授等の称号の付与に関する選考基準

(趣旨)

第1条 岐阜大学医学部(以下「学部」という。)における臨床教育について、学外の優れた医療人の協力を得ることにより、臨床教育の指導体制の充実を図るため、その医療人に対する称号の付与等に関し必要な事項は、この基準の定めるところによる。

(称号の種類)

第2条 称号の種類は、客員臨床系医学教授、客員臨床系医学助教授及び客員臨床系医学講師(以下「客員臨床系医学教授等」という。)とする。

(称号の付与の対象者)

第3条 称号は、学部規則に定める臨床教育に協力する者であって、学部の非常勤講師及び学外臨床実習の指導に協力する医療機関(以下「実習病院」という。)に所属する医療人に付与する。

(選考)

第4条 客員臨床系医学教授等(次項に該当する者を除く。)の選考は、臨床医学系講座の推薦に基づき、学部長が別に定める委員会で審議し、学部教授会の議を経て行う。

2 学外臨床実習を対象とする客員臨床系医学教授等の選考にあたっては、学部教務厚生委員会の推薦に基づき、学部長は、あらかじめ候補者について実習病院と協議し、その承諾を得た上、学部教授会の議を経るものとする。

(客員臨床系医学教授の資格)

第5条 客員臨床系医学教授となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学医学部又は医科大学の臨床医学系講座の講師以上の経歴を有し、学生の教育・研究指導の経験が10年以上ある勤務医又は開業医
- 二 学部の非常勤講師として臨床系医学教育の経験を5年以上有し、病院の部(医)長として10年以上の経験がある者
- 三 学部の非常勤講師として臨床系医学教育の経験を5年以上有し、開業医として10年以上の経験がある者
- 四 客員臨床系医学助教授として5年以上の経験がある者
- 五 その他前各号と同等以上の臨床能力がある者

(客員臨床系医学助教授の資格)

第6条 客員臨床系医学助教授となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学医学部又は医科大学の臨床医学系講座の講師又は助手の経歴を有し、学生の教育・研究指導の経験が5年以上ある勤務医又は開業医
- 二 学部の非常勤講師として臨床系医学教育の経験を3年以上有し、病院の部(医)長として5年以上の経験がある者
- 三 学部の非常勤講師として臨床系医学教育の経験を3年以上有し、開業医として5年以上の経験がある者

(客員臨床系医学講師の資格)

第7条 客員臨床系医学講師となることのできる者は、臨床経験を5年以上有し、客員臨床系医学助教授に準ずる臨床能力のある者とする。

(職務)

第8条 客員臨床系医学教授等(次項に該当するものを除く。)は、臨床医学系講座の教授の下で臨床教育に対する必要な職務を行うものとする。

2 学外臨床実習の指導は、学部と実習病院との間で作成された臨床教育カリキュラムに従い行うものとする。

(称号を付与する期間)

第9条 客員臨床系医学教授等の称号を付与する期間は、当該年度内とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項に該当する客員臨床系医学教授等の称号を付与する期間は、原則として学外臨床実習の間とする。

(通知)

第10条 客員臨床系医学教授等の称号の付与は、学部長が文書(別紙様式)にその旨を明記して、本人に通知するものとする。

(雑則)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成10年11月18日から実施する。

2 教育補助者と研究補助者の配置状況

(1) ティーチング・アシスタントの実施及び活用状況

平成 5 年 3 月開催の研究科委員会にて、博士課程の優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせることについて承認され、実施に移されている。

平成 10 年度においては、13 講座に 35 人が配置されている。

(2) リサーチ・アシスタントの配置状況

この制度は、国立大学における研究プロジェクト等に優れた大学院学生を研究補助者として参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図るものとして平成 8 年度から設けられたものであり、平成 10 年度においては、10 講座及び 1 研究施設に各 1 名が配置されている。

3 採用，昇任の手順と基準

(1) 採用，昇任の選考基準と選考方法

教官の採用・昇任の基準については，教育公務員特例法の規定に基づき岐阜大学教官選考基準が定められており，これを受けて，岐阜大学医学部教授選考細則，岐阜大学医学部教授選考細則に関する申合せ及び岐阜大学教官選考基準取扱等医学部内規等の規程が定められている。

教授の採用・昇任については，全国の関係機関に対し公募を行い，岐阜大学医学部教授選考細則に基づく教授候補者選考委員会で，教授候補者について必要な諸事項を調査し，教授会に報告することが定められている。

教授会は，教授候補者選考委員会の報告を参考として教授候補者を選考する。

助教授，講師，助手の採用・昇任については，岐阜大学教官選考基準取扱等医学部内規に基づき当該講座の主任教授の推薦した候補者について，履歴事項，業績等を参考とし，教授会で選考する。

医学部講座別，専任教官・非常勤講師の配置状況

(各年度とも4月1日現在)

講座等 (区分)	平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		備 考
	専任	非常勤	専任	非常勤	専任	非常勤	専任	非常勤	専任	非常勤	専任	非常勤	専任	非常勤	専任	非常勤	専任	非常勤	
(基礎)																			
解剖学第1	4	2	4	2	4	2	2	2	2	2	2	2	3	2	3	2	3	3	
解剖学第2	3	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4	3	4	2	4	2	4	3	
生理学第1	4	6	3	5	3	6	4	5	4	5	4	5	4	6	4	5	4	4	
生理学第2	3	1	3	1	4	5	3	5	3	5	3	4	3	4	4	5	4	5	
生化学	4	7	4	9	4	8	4	8	3	3	3	4	3	7	3	5	3	7	
分子病理学	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	3	3	3	1	3	2	2	2	平成5年度新設
薬理学	4	7	4	7	4	7	4	7	3	8	4	9	4	11	4	9	4	10	
病理学第1	4	3	4	3	4	5	4	3	4	5	4	5	4	4	4	4	4	5	
病理学第2	4	4	4	4	4	5	4	4	3	2	4	2	3	4	3	5	4	5	
微生物学	3	6	4	6	4	6	4	6	4	4	5	2	5	4	4	6	4	4	
衛生学	4	5	3	5	4	4	4	5	4	6	4	6	4	6	4	6	4	6	
公衆衛生学	3	6	3	6	4	6	4	5	4	6	4	9	4	9	4	0	4	0	
法医学	4	6	4	6	4	6	4	6	4	6	4	6	4	6	4	5	4	3	
寄生虫学	4	3	4	3	4	3	3	3	4	5	4	5	3	5	3	4	3	4	
スポーツ医学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	2	0	0	平成8年度新設
(臨床)																			
内科学第1	5	8	4	7	4	7	4	7	4	7	4	7	4	9	3	9	4	5	
内科学第2	4	6	5	8	4	8	3	7	4	7	4	13	4	14	4	12	4	14	
内科学第3	4	6	4	7	4	7	3	8	4	9	4	8	4	9	4	10	4	12	
高齢医学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成10年度新設
外科学第1	4	12	4	13	4	12	4	12	4	11	4	12	4	12	4	11	3	11	
外科学第2	4	11	4	11	4	12	4	11	4	10	4	11	4	11	4	11	4	11	
産科婦人科学	4	3	4	3	5	4	4	4	4	4	4	3	6	4	6	4	6		
整形外科	4	6	3	5	4	5	5	6	4	6	4	7	3	7	4	8	4	10	
脳神経外科学	4	8	3	8	4	8	4	8	5	8	4	8	3	8	4	9	4	12	
眼科	4	5	4	6	4	6	4	6	4	9	4	10	3	10	4	11	4	10	
耳鼻咽喉科学	3	8	4	7	4	7	4	9	4	9	4	8	4	8	4	8	4	9	
皮膚科学	4	15	4	15	4	17	4	16	4	17	4	18	4	17	4	16	3	10	
泌尿器科学	4	6	4	6	4	6	4	6	4	7	4	5	4	5	4	5	3	5	
神経精神医学	4	10	4	10	4	10	3	10	4	10	3	10	4	10	4	10	4	14	
小児科学	4	11	4	11	4	11	4	11	4	11	4	6	4	5	4	5	4	8	
放射線医学	4	12	4	12	4	12	4	12	4	12	3	11	4	14	4	16	4	16	
麻酔・蘇生学	2	6	4	6	4	7	4	7	4	8	4	8	4	9	4	10	4	10	平成4年度名称変更
臨床検査医学	4	3	4	3	4	2	4	2	4	2	4	2	3	2	3	1	4	1	
口腔外科学	4	6	4	6	4	6	4	6	4	5	4	5	3	4	4	4	4	4	
合 計	118	201	119	204	124	213	118	210	122	215	122	218	117	231	122	242	122	249	

(2) 非常勤講師の選考基準及び選考方法について

非常勤講師の選考基準と選考方法については，岐阜大学教官選考基準取扱等医学部内規を準用し，教授会で選考する。

4 教官の兼職の基準と状況

(1) 教官の兼職の基準

職員は、職務に専念する義務があり、本務以外の業務に従事することは禁止されている。ただし、本務と密接な関係があり、教育・研究に好影響があると認められた場合で、かつ、本務に支障のない範囲内で、勤務時間外に報酬を得て、他の事業の職、又は教官が報酬の有無に関わらず教育に関する他の職を兼ねるときは、あらかじめ許可又は承認を得て従事することができる。

(2) 教官の兼職の状況

過去8年間の兼職の状況は、次表のとおりである。

年 度	非常勤講師	非常勤医師	各種審議会委員等	合 計
平成2年度	124 件	232 件	60 件	416 件
平成3年度	131	230	70	431
平成4年度	124	232	78	434
平成5年度	157	271	92	520
平成6年度	115	289	151	555
平成7年度	137	211	208	556
平成8年度	172	221	132	525
平成9年度	162	265	131	558

5 教官人事についての長期計画

教授の平均年齢は 53 歳であり若返りがすすんでいる。助教授、講師は 40 歳台、助手は 30 歳台が中心となっており、全体としては、概ね適当な年齢構成であると思われるが、人事硬直化には十分配慮することが必要である。また、少人数教育の実施にあたっては、現有の教官数での対応には限界があるため、非常勤講師を含めた、より多くの教官陣容について長期的に策定すべきであると考えられる。